第八条中「第三十九条の二第二項」を「第百三十七条第二項」に改め、同条を第十条とする。
第七条中「第三十九条の二第一項」を「第百三十七条第一項」に改め、同条を第九条とする。
第六条の三中「第三十八条の三第一項」を「第百七条第一項」に、「第三十八条の三第二項」を「第百七条第二項」に、「第三十八条の三第四項」を「第百七条第四項」に、「第三十八条の三第三項」を「第百七条第三項」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（登録ガス工作物検査機関の登録等の有効期間）

第八条　法第百二十六条第一項（法第百五十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

別表第一中「（第七条関係）」を「（第九条関係）」に改める。

別表第二中「（第八条、第九条関係）」を「（第十条、第十一条関係）」に改める。

（電気事業法施行令の一部改正）

第二条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「法第三十五条第一項の規定により当事者の一方からあつせんの申請」を「当事者の一方から法第三十五条第一項の規定によるあつせんの申請（第十六条において単に「あつせんの申請」という。）」に改める。

第十条第一項中「申請」の下に「（第十六条において単に「仲裁の申請」という。）」を加える。

第十六条中「法第三十五条第一項の規定による」及び「法第三十六条第一項の規定による」を削る。

第二十七条第三項ただし書中「第二十八号」を「第二十七号」に、「第三十六号」を「第三十五号」に改め、同項の表第十三号（二）中「出力九十万キロワット未満の火力発電所」を「火力発電所」に改め、「内燃力」の下に「その他経済産業省令で定めるもの」を加え、「及び火力発電所における出力九十万キロワット未満の発電設備（発電機その他の発電機器並びにその発電機器と一体となつて発電の用に供される原動力設備及び電気設備の総合体をいう。以下同じ。）に関するもの」を削り、同表第十六号（二）中「出力九十万キロワット未満の火力発電所」を「火力発電所」に改め、「（出力を九十万キロワット以上とする変更の工事を除く。）に関するもの及び火力発電所における出力九十万キロワット未満の発電設備の工事（出力を九十万キロワット以上とする変更の工事を除く。）」を削り、同表第十七号中「おいて行われる使用前自主検査」を「ある電気工作物」に、「使用前自主検査の」を「電気工作物の設置の」に改め、同表第十九号を削り、同表中第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、同表第二十二号中「前号（一）及び（二）」を「第十三号（一）、（二）及び（五）」に、「おいて行われる定期事業者検査」を「ある電気工作物」に、「定期事業者検査の」を「電気工作物の設置の」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表中第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げる。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第三条　予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百二条の二第二号中「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に改める。

（地方自治法施行令及び国有財産法施行令の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「第二条第二項に規定する一般ガス事業者、同条第四項に規定する簡易ガス事業者及び同条第六項に規定するガス導管事業者」を「第二条第十二項に規定するガス事業者」に改める。

一　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十九条の四第一項第四号

二　国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）第十二条の五第四号

（建築基準法施行令の一部改正）

第五条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第五号中「第四十条の四」を「第百六十二条」に改める。

第百三十条の四第五号ハ中「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「一般ガス事業」を「ガス小売事業」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「簡易ガス事業」を「一般ガス導管事業」に改める。

第百三十条の九の六第二号中「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「一般ガス事業」を「ガス小売事業」に、「同条第三項」を「同条第九項」に、「簡易ガス事業」を「ガス製造事業」に改める。

第百四十四条の三第六号中「第三十九条の二第一項」を「第百三十七条第一項」に改める。

（道路法施行令の一部改正）

第六条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号ホ中「第二条第一項」を「第二条第十一項」に、「一般ガス事業」を「ガス事業（同条第二項に規定するガス小売事業を除く。）」に改め、「又は同条第三項に規定する簡易ガス事業」を削る。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第七条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第十一号中「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に、「同条第一項に規定する一般ガス事業の用、同条第五項に規定するガス導管事業の用又は同条第八項に規定する大口ガス事業の用」を「同条第十一項に規定するガス事業（同条第一項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する同項に規定する小売供給を行う事業を除く。）の用」に改める。

（危険物の規制に関する政令の一部改正）

第八条　危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第一条の十第二項中「第四十七条の五第一項」を「第百七十六条第一項」に改める。

（所得税法施行令の一部改正）

第九条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第八号カ中「第二条第一項（ニ）」を「第二条第五項（ニ）」に、「一般ガス事業若しくは同条第三項に規定する簡易ガス事業」を「一般ガス導管事業」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「ガス導管事業又は同条第八項に規定する大口ガス事業」を「特定ガス導管事業」に改める。

第七十九条第一項中「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第十条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号ヨ中「第二条第一項（ニ）」を「第二条第五項（ニ）」に、「一般ガス事業若しくは同条第三項に規定する簡易ガス事業」を「一般ガス導管事業」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「ガス導管事業又は同条第八項に規定する大口ガス事業」を「特定ガス導管事業」に改める。

第百三十八条第一項中「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に改める。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第十一条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「第百一号（三）」を「第百一号（五）」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第十二条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号及び第二十一条第十四号中「同条第一項に規定する一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業の用に供するものに限る」を「同条第二項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く」に改める。

第二十三条第三号中「第二条第二項」を「第二条第六項」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改める。